

重要事項説明書

株式会社 エベッサ・ケア・スタイル

ケアプランセンター エベッサ池田

居宅介護支援 重要事項説明書

1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏 名	
-----	--

2 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	株式会社エベッサ・ケア・スタイル
所在地	大阪府池田市神田二丁目4番7号
連絡先	06-4864-0770
代表者名	代表取締役 大橋 薫

3 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名	ケアプランセンターエベッサ池田
所在地	大阪府池田市満寿美町1番7号302号室
連絡先	072-737-6633
事業所番号	2772502593
管理者名	水谷 紀子

（2）営業日及び営業時間

営業日	平日 月～金
営業時間	午前9時00分～午後5時30分

※原則として、土曜・日曜・年末年始（12/31～1/3）は休み

※担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

（3）職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1人	常勤	
介護支援専門員	1人以上	常勤	
事務職員	1人	常勤	兼務

（4）サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	池田市・豊中市・箕面市・川西市・伊丹市
---------------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用

	者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者 に介護保険施設等に関する情報を提供します。
--	--

(2) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

(1) 居宅介護支援費 (I)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (I) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	11,772円	15,295円
居宅介護支援 (II) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件以上60件未満	5,896円	7,631円
居宅介護支援 (III) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,534円	4,574円

(2) 居宅介護支援費 (II) (ICT活用または事務員の配置を行っている場合)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (I) ※介護支援専門員1人あたりの利用者50件未満	11,772円	15,295円
居宅介護支援 (II) ※介護支援専門員1人あたりの利用者50件以上60件未満	5,713円	7,404円

居宅介護支援（Ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの 利用者60件以上	3,425円	4,444円
---	--------	--------

（3） 加算

加算名称	料金（単位数）	算定要件	
初回加算	3,252円	新規あるいは要介護状態区分が2区分変更された利用者に居宅サービス計画を作成する場合	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,710円	利用者が入院した日のうちに医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合 ※入院日以前の情報提供も含む ※営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,168円	利用者が入院した日の翌日また翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算	（Ⅰ） イ	4,878円	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること
	（Ⅰ） ロ	6,504円	イにおける情報提供をカンファレンスにより1回受けていること
	（Ⅱ） イ	6,504円	イにおける情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること

	(Ⅱ) ロ	8, 130 円	イにおける情報提供をカンファレンスにより 2 回受けていること
	(Ⅲ)	9, 756 円	イにおける情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2, 168 円	利用者の状態の急変に伴い、病院等の求めにより、医師等とともに居宅を訪問して、カンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービスの調整を行う場合
通院時情報連携加算		542 円 (1 月に 1 回を限度)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント 加算		4, 336 円	在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握したうえで、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上、同意のもと、居宅を訪問して利用者の心身の状態を記録し、その記録を主治医及びケアプランに位置付けたサービス事業所に提供した場合
特定事業所加算 (Ⅰ)		5, 625 円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所

特定事業所加算 (II)	4, 564 円	を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合 (1 ヶ月につき)
特定事業所加算 (III)	3, 501 円	
特定事業所加算 (A)	1, 235 円	

(4) 減算

減算名称	料金 (単位数)	算定要件
特定事業所集中減算	200 単位減算	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合 (訪問介護・通所介護・福祉用具貸与)
運営基準減算	所定単位数の 50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 99%で算定 ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画) を策定すること 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 99%で算定	利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、すべての介護サービス事業所 (居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く) について、虐待の発生またはその再発を防止するための措置 (虐待の

		発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する
--	--	---

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	水谷 紀子
連絡先	072-737-6633

(2) その他の相談窓口

池田市保健福祉部高齢介護課	072-754-6256
大阪府国民健康保険団体連合会	06-6949-5418

8 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

1 1 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

1 2 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	水谷 紀子
-------------	-------

1 3 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 4 感染症の予防及びびまん防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

1 5 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、または早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
-------------	----------

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所（法人）名	株式会社 エベッサ・ケア・スタイル
代表者名	代表取締役 大橋 薫 印
事業所名	ケアプランセンター エベッサ池田
説明者氏名	印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

